

# 「1人でも雇ったら、入ろう。労働保険。」

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

個人事業主や法人を問わず、事業主は労働者を1人でも雇っていれば、パート雇用やアルバイト雇用であっても、原則として労働保険（労災保険・雇用保険）への加入手続きを行わなければなりません。

加入手続きを行っていない事業主は、早急に手続きされるようお願いいたします。

## 労災保険とは

労働者が業務上の災害や通勤途中の災害によって負傷、疾病、障害、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族の生活を保護し、社会復帰を促進する事業を行う制度です。また、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

## 雇用保険とは

労働者が失業した場合や職業教育訓練を受けた場合に、労働者の生活及び雇用の安定と、再就職を促進するため必要な保険給付を行います。また、事業主に対しての各種助成金の支給や、失業の予防、雇用構造の改善等労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

※ 労働保険の加入手続きについては、事業主が労働保険事務組合（商工会等）にその事務手続きを委託することにより、労働保険事務組合が事業主に代わって手続きをすることもできます。労働保険料の分納ができるなどのメリットもありますので、ぜひご利用ください。

労働保険のことについては、

(労災保険については) 名瀬労働基準監督署 (0997-52-0574)

(雇用保険については) 名瀬公共職業安定所 (0997-52-4611)

へお問い合わせください。